○農林水産省令第十一号

競馬法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十五号）の施行に伴い、及び競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十三条の四十四の規定に基づき、地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十七日

農林水産大臣　野村　哲郎

地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令（昭和三十七年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（区分経理）	（区分経理）
第二条　協会は、次に掲げる業務以外の業務に係る経理については、競馬業務勘定を設けて整理しなければならない。	**第二条**　協会は、次に掲げる業務以外の業務に係る経理については、競馬業務勘定を設けて整理しなければならない。
一　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号。以下「法」という。）第二十三条の四十二各号に掲げる業務（第三号に規定する業務を除く。）	一　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号。以下「法」という。）第二十三条の四十二各号に掲げる業務
二　法第二十三条の三十六第一項第七号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務	二　法第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
三　法第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務	（新設）
2　協会の経理は、畜産振興勘定、競馬活性化勘定、競走馬生産振興勘定及び競馬業務勘定については、それぞれ貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて行うものとする。	2　協会の経理は、畜産振興勘定、競馬活性化勘定及び競馬業務勘定については、それぞれ貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて行うものとする。
（収入支出予算）	（収入支出予算）
第五条　収入支出予算は、経理単位の区分に応ずる畜産振興勘定、競馬活性化勘定、競走馬生産振興勘定及び競馬業務勘定のほか、業務の管理部門の収支を整理する勘定を設け、各勘定において収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。	**第五条**　収入支出予算は、経理単位の区分に応ずる畜産振興勘定、競馬活性化勘定及び競馬業務勘定のほか、業務の管理部門の収支を整理する勘定を設け、各勘定において収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

附　則

この省令は、競馬法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。

（削る。）

附　則

1　この省令は、競馬法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。

2　法附則第九条第一項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、第二条第二項及び第五条中「畜産振興勘定」とあるのは「畜産振興勘定、競走馬生産振興勘定」とする。

附　則

この省令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。